

# 一般社団法人 日本介護支援専門員協会 社員総会議事運営規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会定款（以下、「定款」という。）  
第23条の規定に基づく社員総会の議事運営について必要な事項を定める。

(参 集)

第2条 代議員は、招集当日、開会定刻前に議場に到着し、議長にその旨を報告しなければならない。

2 議長への出席通告は、事務局による出席の受付をもって、代行することができる。

(欠席の届出)

第3条 代議員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、当日の開会時刻までに、議長に届け出なければならない。

2 代議員は、社員総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。または、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合には、その代議員は出席したものとみなす。

3 補欠代議員は、総会に出席できない代議員の代理出席をすることはできない。

(議 席)

第4条 社員総会の議席順は、社員総会前までに議事運営委員会に諮り、都道府県別によって定める。

(総会の開閉)

第5条 社員総会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(会期の延長)

第6条 社員総会招集の際、予め通告した会期中に議案の審議を終了することができないとき、会長より理由を示して会期延長の申入れのあったとき、又は特別の必要がある場合は、議長は社員総会に諮り、会期を延長することができる。

## 第2章 議 事

(議長・副議長の選出)

第7条 社員総会における議長・副議長は、任期満了後、新たに就任した代議員による最初の総会において代議員の中から、各1人ずつ選出することとし、その任期は代議員と同じとする。

(議事の進行)

第8条 議事の進行、散会、休憩は、議長が宣告する。

(定足数に関する措置)

第9条 会議中途において、代議員の定足数を欠くに至ったときは、議長は休憩または延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認められるときは、議長は代議員の退席を禁じ、又は議場外の代議員に出席を要求することができる。

(議長・副議長の権限)

第10条 会議の秩序を乱し、又はその品位を傷つける者あるときは、議長はこれを制止し、又は発言を中止させることができる。又、会議に諮り発言を取消させ、又は会議終了まで発言を禁止し、或いは退場を命じることができ、議事録から発言を消去することができる。

2 副議長は、議長がやむをえない事情によりその責務を果たすことが出来ない場合は、議長に替わりその権限を執行することができる。

(議事日程の追加、変更)

第11条 緊急事案がある場合、又は議長が必要と認めるとき、或いは代議員から動議があったときは、議長は会議に諮り、これを議事日程に追加し、又は議事日程の順序を変更することができる。

(動議)

第12条 特別の定めがある場合を除くほか、すべての動議は、動議提出者の他1人以上の出席代議員の賛成者がなければならない。

(議事録)

第13条 議事録には議事のほか、開会及び閉会の年月日、出席役員及び代議員の氏名、並びに選挙、その他議長において必要と認める事項を記載し、議長及び議事録署名人が署名捺印しなければならない。

(議事録署名人)

第14条 議事録署名人は2人とし、会議の始めに、議長が会議に諮ってこれを定める。

(会議の公開、非公開)

第15条 議長は、役員及び会員個人のプライバシーに係る事項については、会議を非公開とすることができる。

### 第3章 発言及び審議

(発言)

第16条 会議において発言しようとする者は、自己の席次番号を告げ、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上発言を求める者があるときは、議長は先に発言を求めたと認める者に許可しなければならない。

3 すべての発言は、演壇又は自席においてしなければならない。

4 発言は、議題の外に涉り、又は個人を中傷してはならない。

5 発言は、その中途において、他の発言によって妨げられることはない。

6 延会又は休憩のため発言を終わらなかった代議員は、再びその議事を始めたときは、発言を継続することができる。

(議案の説明及び質疑)

第 17 条 議長は、上程議案について、先ず提出者の趣旨弁明若しくは説明を求め、次に質疑を行う。

2 質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑終結の動議)

第 18 条 質疑多数のため、質疑が終わることが困難であるときは、代議員は質疑終結の動議を提出することができる。

2 前項の動議に、3人以上の出席代議員の賛成者があるときは、議長は討論を用いなくて、会議に諮りこれを決する。

(質疑終結の宣告)

第 19 条 質疑が終わったとき、又は前条第 1 項の動議が可決されたときは、議長はその旨を宣告する。

(討 論)

第 20 条 質疑が終わったときは討論に入る。

2 議長が必要と認めたときは、会議に諮り、討論の時間を予め制限することができる。

3 議長が討論しようとするときは、代議員席に着かなければならない。議長が討論したときは、その問題の表決が終わる迄、議長席に復することができない。

(討論終結の動議)

第 21 条 賛否の発言が終了したとき、又は両者のうち一方の発言者なき場合は、討論終結の動議を提出することができる。

2 前項の動議に、3人以上の出席代議員の賛成者があるときは、議長は討論を用いなくて、会議に諮りこれを決する。

(討論終結の宣告)

第 22 条 討論が終わったときは、議長は討論の終った旨を宣告する。

(質疑と討論)

第 23 条 簡単な議案については、質疑と討論を同時に行うことができる。

## 第 4 章 修 正

(修正動議)

第 24 条 討論終結の宣告が終わったときは、代議員は修正の動議を提出することができる。

2 修正の動議はその案を具え、3人以上の出席代議員の賛成者とともに連署して、これを議長に提出しなければならない。

3 同一の議題について、数箇の修正案が提出された場合は、原案に最も遠いものから順次表決に付きなければならない。この順序は議長がこれを決定する。

4 すべての修正案が否決されたときは、原案について表決を採る。

(議決条項及び字句の整理)

第 25 条 社員総会は、修正議決条項、及び字句の整理を、議長に委任することができる。

## 第5章 表 決

(表 決)

第26条 表決を行うときは、議長は、その表決に付する議題の内容と表決方法を出席者に宣告した上で表決を行う。但し、表決には、条件を付けることができない。

2 議長が前項の宣告をした後は、何人も議題について発言することができない。

(不在代議員)

第27条 表決の際、現に会議場にいない代議員は、表決に加わることができない。

(起立、挙手又は投票による表決)

第28条 議長は、起立、又は挙手、或いは投票により表決を採る。

2 起立又は挙手による場合は、議長はその多少を認定して可否の結果を宣告する。

3 可否の結果を認定することが困難な場合、又は代議員がその宣告に異議を申し立て、且つ出席代議員の5分の1以上の賛成があるときは、投票により表決を採らなければならない。

(投票の方法等)

第29条 前条の規定により行う投票の場合、その方法、記載の様式は、議長が会議に諮りこれを定める。

(投票結果の宣告)

第30条 投票が終わったときは、議長はその結果を会議に宣告しなければならない。

(表決訂正の禁止)

第31条 代議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

## 第6章 雑 則

(委 任)

第32条 この規程に定めのない事項は、議事運営委員会に諮りこれを処理する。

(改 正)

第33条 この規程の改正は、理事会の決議を経て社員総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年9月30日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成22年12月3日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成30年5月18日から施行する。